

景観地区内における建築物の計画の通知書

年 月 日

(あて先) 京都市長

通知者 住所
氏名

景観法66条第2項の規定により、下記のとおり計画を通知します。

記

1 建築等工事主等の概要

(1) 建築等工事主

- イ 氏名のフリガナ
- ロ 氏名
- ハ 郵便番号
- ニ 住所
- ホ 電話番号

(2) 設計者

- イ 資格 () 建築士 () 登録第 号
- ロ 氏名
- ハ 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- ニ 郵便番号
- ホ 所在地
- ヘ 電話番号

(3) 工事監理者

- イ 資格 () 建築士 () 登録第 号
- ロ 氏名
- ハ 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- ニ 郵便番号
- ホ 所在地
- ヘ 電話番号

(4) 工事施工者

- イ 氏名
- ロ 営業所名
建設業の許可 () 第 号
- ハ 郵便番号
- ニ 所在地
- ホ 電話番号

2 計画の内容

(1) 建築物の建築等の場所 京都市 区

(2) 建築物の建築等の種別

(3) 建築物の概要

用 途:	
構 造:	造
規 模:	階建て
敷地面積:	m ²
建築面積:	m ²
延床面積:	m ²
軒 高:	m
高 さ:	m

(4) 建築物の形態意匠の内容

屋 根:(形状)
(仕上げ材料)
(色彩)
外 壁:(仕上げ材料)
(色彩)

(5) 着手予定日 年 月 日

(6) 完了予定日 年 月 日

(7) その他必要な事項 (変更通知を行う場合、変更前の認定番号・日付及び変更内容を記載すること)

(8) 備考 (工事名等を記載すること)

備考

- 1 通知者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工事監理者の住所を書くこと。
- 3 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届けること。
- 4 建築物の概要については、当該建築物の規模その他審査に当たり必要な観点から市町村が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。
- 5 建築物の形態意匠の内容については、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に従い市町村が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。
- 6 変更通知を行う場合には、2 (7) に変更の概要を記載すること。
- 7 行為の名称又は工事名が定まっているときは、2 (8) に記載すること。